

# 公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(環境省)

- ・広域化・集約化の推進に繋がるように、主体となる都道府県及び管内市町村に向けて、「広域化・集約化に係る手引き」を2020年に策定。(一般廃棄物処理施設)
- ・同手引きにおいて、広域化・集約化を進める上で参考となる情報(事例)を整理。

## ＜広域化・集約化に係る手引き(抜粋)＞

1. 総論

1. 1 通知発出の背景

平成 31 年 3 月に、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について平成 31 年 3 月 29 日付け環境適発第 1903293 号。以下「新規通知」という。)が発出された背景について記述する。

【解説】  
「ごみ処理の広域化計画について」(平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。)の発出後、全ての都道府県においてごみ処理の広域化計画及びこれに類する計画が策定され、都道府県及び市町村により、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)に向けた取組が進められてきた。

その結果、広域化・集約化については一定の成果が上げられた。一方、広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断されたこと、市町村間の調整が困難であること及び住民との調整が困難であること等の要因により、広域化・集約化が進まない事例も見られている。

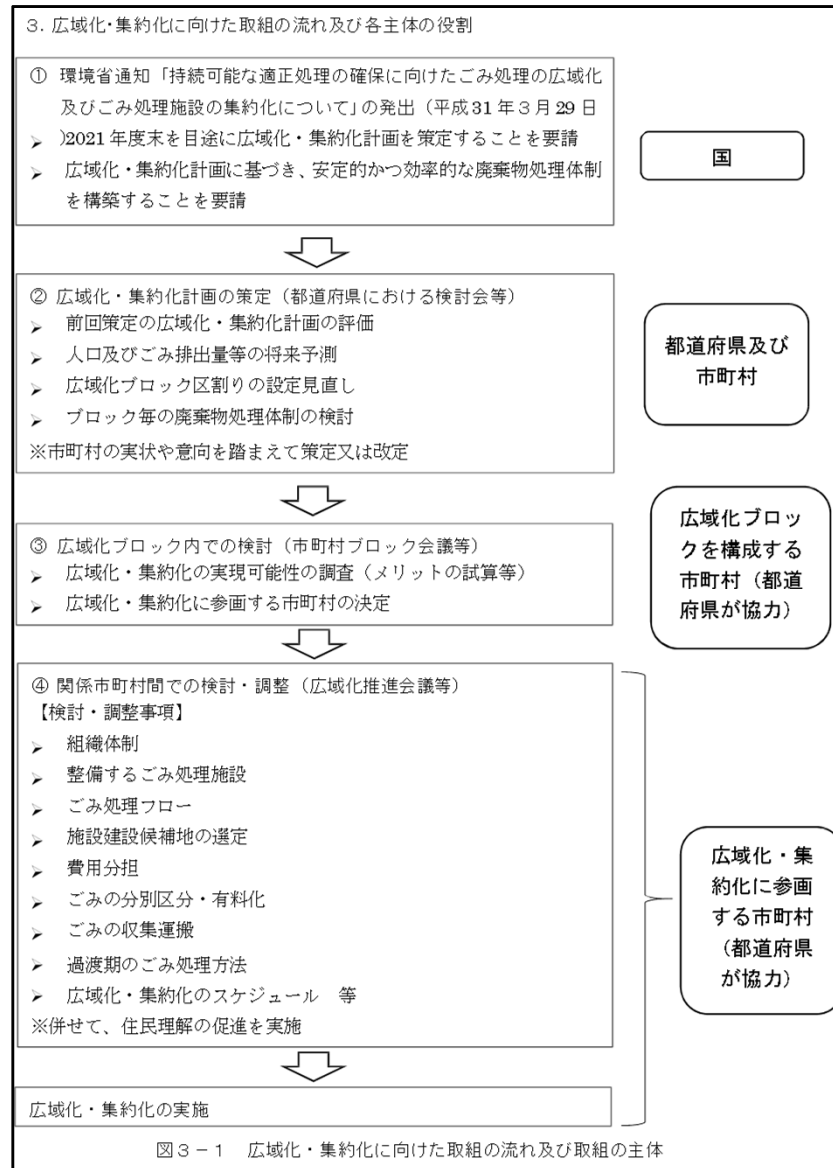
今般、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況が当時から大きく変化しているなかで、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることを踏まえ、新規通知を発出した。

1. 2 本手引きの目的

本手引きでは、広域化・集約化の推進に繋がるように、主体となる都道府県及び管内市町村に向けて、平成 31 年に発出した新規通知の解説を行うとともに、広域化・集約化を進める上で参考となる情報を整理するものである。

【解説】  
新規通知では、広域化・集約化を進めるにあたって、主体となる都道府県及び管内市町村が連携し、広域化・集約化計画を策定した上で、これに基づき安定的・効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとしており、本手引きにおいて詳しく解説していく。

また、広域化・集約化を進める上で、都道府県及び市町村の担当者が参考となる情報について、事例を基にとりまとめるものである。



# 公的ストック適正化に関する各省庁の取組状況(環境省)

(続き)

## 別添 広域化・集約化の事例集

### 【事例1】愛知県における広域化・集約化の推進

#### 【事業の概要】

愛知県は、平成9年に国から発出された都道府県向け通知「ごみ処理の広域化計画について」に基づき、平成10年度に愛知県ごみ焼却処理広域化計画(計画期間:平成10年度

～平成19年度)を策定した。愛知県ごみ焼却処理広域化計画においては、焼却能力100t/日以上を基準として県内を24ブロックに、また焼却能力300t/日以上を基準として県内を13ブロックに区割りし、最終的に焼却能力が300t/日以上になるよう、ごみ焼却施設の集約化を図ることとしていた。その後、焼却能力100t/日以上の集約化については概ね達成されたため、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画(計画期間:平成20年度

～平成29年度)を平成20年度に策定し、焼却能力300t/日以上を基準とした13ブロックでの集約化を目指すこととした。

その一つである知多南部ブロックの2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)は、平成11年10月に「知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議」を設置し、広域化・集約化を推進するために「知多南部地域ごみ処理広域化計画(平成13年度)」を策定した。

その後の社会情勢の変化や各地域の既存施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、県の広域化計画に沿う形で、広域での処理に向けて協議、検討を進め、知多南部地域の3施設を1施設に集約することとし、知多南部広域環境組合を設置(平成22年度)した。

広域化・集約化によって、スケールメリットを活かし、環境負荷、施設建設及び運営費の削減が期待される。令和4年度から施設稼働の予定となっている。

| 名称            | 半田市クリーンセンター           | 常滑武豊衛生組合<br>クリーンセンター常武 | 知多南部衛生組合<br>知多南部クリーンセンター  |
|---------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|
| 広域化・集約化前の施設概要 |                       |                        |                           |
| 処理対象区域        | 半田市                   | 常滑市、武豊町                | 南知多町、美浜町                  |
| 処理能力          | 150t/日<br>(75t/日×2炉)  | 150t/日<br>(75t/日×2炉)   | 112.5t/日<br>(56.25t/日×2炉) |
| 炉形式           | 全連続燃焼式焼却炉<br>(ストーカ方式) | 全連続燃焼式焼却炉<br>(ストーカ方式)  | 全連続燃焼式焼却炉<br>(ストーカ方式)     |
| 稼働開始時期        | 平成3年3月                | 平成2年3月                 | 平成10年4月                   |
| 余熱利用          | 場外蒸気供給<br>(温水プール)     | 場内温水利用                 | 場内温水利用                    |

#### 広域化・集約化後の施設概要

|      |                     |
|------|---------------------|
| 名称   | 知多南部広域環境センター        |
| 処理能力 | 283t/日(141.5t/日×2炉) |
| 炉形式  | 全連続燃焼式焼却炉(ストーカ方式)   |
| 稼働開始 | 2022年度(予定)          |

#### 【取り組み前の課題】

①知多南部ブロックでは、半田市クリーンセンター、クリーンセンター常武、知多南部クリーンセンターの3施設で処理を行っており、それぞれ施設の老朽化が進行していた。

「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」では、知多南部ブロックにある3施設(半田市、常滑武豊衛生組合、知多南部衛生組合)を平成26年度以降に1施設に集約することを目指していた。

#### 【実現までの課題と対応】

- ・広域化・集約化に向けた関係市町の調整  
⇒関係市町・一部事務組合が参加した広域化ブロック会議を設置。  
⇒ブロック会議には県もオブザーバーとして参加。  
⇒知多南部地域ごみ処理広域化計画を策定。
- ・市町間での費用分担の調整  
⇒市町の意見の聴取、具体的な金額を明示することによる理解の醸成。
- ・広域化・集約化に伴う収集運搬効率の低下  
⇒南知多・美浜地区では収集運搬効率を上げるため中継施設の整備を計画している。
- ・環境影響評価調査において事業予定地(半田市内)廃棄物層保有水からダイオキシン類等が検出され、多くの費用と時間を要する対策工事が必要であることが判明。  
⇒供用開始時期を5年間延伸し、新たな事業予定地(武豊町内)を選定。

#### 外的要因

- ・県の広域化計画の策定と計画の推進(市町、一部事務組合は広域化ブロック会議を設置し、広域化実施計画の策定。県は広域化ブロックへ助言、進捗管理等を実施。)
- ・循環型社会形成推進交付金等を活用した財政的支援(高効率ごみ発電施設の交付要件として「原則、ごみ処理の広域化に伴い、既存施設の削減が見込まれること」と記載(※平成21～30年度が対象期間)。)
- ・施設整備関連の手続き等に関する相談対応・アドバイスを県が実施

#### 内的要因

- ・知多南部地域の各施設の老朽化の進行(老朽化等による維持管理費の増加、突発的な故障等)
- ・知多南部地域のごみ処理を1施設に集約化することで、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コストの削減を図る。
- ・災害に強い施設、住民に開かれた施設を整備する。

※本事例においては、市町を内的、国県を外的と定義

関係市町が主体的に取り組み、県も支援したことにより実現